

利用者(被保険者)

申請書の提出

介護保険サービスを利用するには、ご自身がどのくらいの介護が必要か、認定を受ける為の申請が必要です。

申請は本人や家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設にも頼めます。

長崎市高齢者すこやか支援課窓口

認定調査は、市の調査員、又は市の委託を受けた居宅介護支援事業者の調査員が、ご自宅を訪れ、心身の状態などについて聞き取り、調査票に記入します。

意見書は市がかかりつけ医へ提出を依頼します。

認定調査

かかりつけ医の意見書

コンピューターによる判定

認定調査の時に調査項目に関して聞き取った特記事項

介護認定審査会による審査判定

新規・区分変更認定は原則6ヶ月、更新認定は原則12ヶ月ごとに見直されます。

要介護(支援)認定

通知

通知

原則として、申請から30日以内に認定結果が通知されます。

要支援1・2

要介護1~5

非該当(自立)